

議案第 29 号

専決処分の承認について（令和 7 年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 4 日提出

岬町長 田 代 堯

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）

（別紙のとおり）

（理 由）

令和6年度岬町国民健康保険特別会計決算（見込）において生じた歳入不足額を令和7年度岬町国民健康保険特別会計歳入により補填するため、前年度繰上充用金に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年5月30日専決

岬町長 田 代 堯

令和 7 年 度

国民健康保険特別会計補正予算書

(第 1 次)

大阪府泉南郡岬町

令和7年度大阪府泉南郡岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）

令和7年度大阪府泉南郡岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,885千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,288,860千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月30日専決

大阪府泉南郡岬町長 田 代 堯

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	335,977	23,885	359,862
	1 国民健康保険料	335,977	23,885	359,862
	歳 入 合 計	2,264,975	23,885	2,288,860

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	前年度繰上充用金	0	23,885	23,885
	1 前年度繰上充用金	0	23,885	23,885
	歳 出 合 計	2,264,975	23,885	2,288,860

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 前年度繰上充用金	千円 0	千円 23,885	千円 23,885
歳 出 合 計	2,264,975	23,885	2,288,860

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
国府支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	千円
			23,885
0	0	0	23,885

2 歳 入

1 款 国民健康保険料

23,885千円

1 項 国民健康保険料

23,885千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	千円 335,977	千円 23,885	千円 359,862
計	335,977	23,885	359,862

節		説	明
区 分	金 額		
1 医療給付費分 現年分	千円 23,885	保険年金課 医療給付費分現年分	千円 23,885

3 歳 出

1 5 款 前年度繰上充用金

23,885千円

1 項 前年度繰上充用金

23,885千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 前年度繰上 充用金	千円 0	千円 23,885	千円 23,885	千円	千円	千円	千円 23,885
計	0	23,885	23,885	0	0	0	23,885

節		説明	
区 分	金 額		
21 補償、補填及 び賠償金	千円 23,885	保険年金課 前年度繰上充用金	千円 23,885